

新旧対照表
【知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について（平成 19 年 6 月 15 日財関第 802 号）】
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 1 章 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会の取扱い</p> <p>輸入差止申立てにおける専門委員意見照会は、次により実施するものとする。</p> <p>1 及び 2 (省略)</p> <p>3 専門委員の委嘱等 (省略) 専門委員の選定 総括知的財産調査官は、上記により提出された意見等を考慮して、当事者と特別な利害関係を有しないと認められる者を専門委員候補の中から専門委員予定者として原則 3 名選定するとともに、当該専門委員予定者に対し、申立人又は利害関係者と特別な利害関係を有していないことについて確認を求めるものとする。利害関係を有していないことが確認できない場合には、総括知的財産調査官は、別の専門委員予定者を選定するものとする。 専門委員の委嘱 総括知的財産調査官は、専門委員に意見を聞く場（以下「意見聴取の場」という。）の日時の調整後、上記により選定された専門委員予定者に対し「委嘱状」（別紙様式 1）を交付するものとする。この場合において、委嘱者は、申立先税関の税関長とする。</p> <p>(注) 個別事案ごとに専門委員に委嘱することが困難な専門委員候補については、「委嘱状」（別紙様式 2）により、2 年の期間を区切り、輸出差止申立て、輸入差止申立て及び認定手続における専門委員意見照会に係る専門委員として 9 税関分について包括的に委嘱するものとするが、当該専門委員が個別事案に特別の利害関係を有する場合は、当該個別事案については、当該専門委員に意見を求めるものとする。 _及び_ (省略)</p>	<p>第 1 章 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会の取扱い</p> <p>輸入差止申立てにおける専門委員意見照会は、次により実施するものとする。</p> <p>1 及び 2 (同左)</p> <p>3 専門委員の委嘱等 (同左) 専門委員の選定及び委嘱 総括知的財産調査官は、上記により提出された意見等を考慮して、当事者と特別な利害関係を有しないと認められる者を専門委員候補の中から専門委員予定者として原則 3 名選定し、専門委員に意見を聞く場（以下「意見聴取の場」という。）の日時の調整後、専門委員予定者に対し「委嘱状」（別紙様式 1）を交付するものとする。この場合において、委嘱者は、申立先税関の税関長とする。</p> <p>(注) 個別事案ごとに専門委員に委嘱することが困難な専門委員候補については、「委嘱状」（別紙様式 2）により、2 年の期間を区切り、輸出差止申立て、輸入差止申立て及び認定手続における専門委員意見照会に係る専門委員として 9 税関分について包括的に委嘱するものとするが、当該専門委員が個別事案に特別の利害関係を有する場合は、当該個別事案については、当該専門委員に意見を求めるものとする。 _及び_ (同左)</p>

新旧対照表

【知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について（平成19年6月15日財関第802号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>4 専門委員への意見照会 (省略) 専門委員への資料の送付 申立先税関の本関知的財産調査官は、当事者からの提出資料（当該事案に参考とならないと認められる資料を除く。）に加え、必要に応じ当該事案に参考となるべき資料を専門委員に送付するものとする。また、当該資料のうち、当事者が非公表としている資料及び取締りの観点から他の当事者に開示できない資料についてはその旨注記するものとする。</p>	<p>4 専門委員への意見照会 (同左) 専門委員への資料の送付 申立先税関の本関知的財産調査官は、当事者からの提出資料に加え、必要に応じ当該事案に参考となるべき資料を専門委員に送付するものとする。また、当該資料のうち、当事者が非公表としている資料及び取締りの観点から他の当事者に開示できない資料についてはその旨注記するものとする。</p>
<p>専門委員の事前打合せ 専門委員は、意見聴取の場に先立ち、総括知的財産調査官に対し、専門委員間での事前打合せを行いたい旨を申し入れができるものとする。総括知的財産調査官は、当該申し入れに基づき、事前打合せの日時の調整等を行うものとする。また、総括知的財産調査官は、原則として、当該事前打合せに立ち会うものとする。</p> <p>専門委員による追加資料等の求め 専門委員は、意見聴取の場に先立ち、例えば次のことを目的として、当事者に対し書面により釈明を求め、又は追加資料の提出を促すことが必要である場合には、その旨を総括知的財産調査官に申し入れができるものとする。総括知的財産調査官は、当該申し入れに基づき、当事者に対し書面による釈明又は追加資料の提出を求めるものとする。</p> <p>イ～ニ (省略)</p>	<p>専門委員の事前打合せ 専門委員は、意見聴取の場に先立ち、必要に応じ専門委員間での事前打合せを行うことができるものとする。</p> <p>専門委員による追加資料等の求め 専門委員は、意見聴取の場に先立ち、例えば次のことを目的として、当事者に対し書面により釈明を求め、又は追加資料の提出を促すことができるものとする。</p> <p>イ～ニ (同左)</p>
<p>5 意見聴取の場への出席者確認 申立先税関の本関知的財産調査官は、意見聴取の場に出席する当事者に対して、意見聴取の場における意見陳述は簡潔に行うこと等を案内するとともに、原則として意見聴取の場の開催の日の7日（行政機関の休日を含まない。）前の日までに、出席予定者（下記の補助者を含む。）の氏名及び会社名（役職）を書面で提出するよう求めるものとする。</p> <p>（省略）</p>	<p>5 意見聴取の場への出席者確認 申立先税関の本関知的財産調査官は、意見聴取の場に出席する当事者に対して、意見聴取の場における意見陳述は簡潔に行うこと等を案内するとともに、出席者の氏名及び役職を書面で提出するよう求めるものとする。</p> <p>（同左）</p>

新旧対照表

【知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について（平成 19 年 6 月 15 日財関第 802 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>7 意見聴取の場</p> <p>総括知的財産調査官は、概ね 2 時間を目途に、以下の手順により意見聴取の場を進行するものとする。</p> <p>~ (省略)</p> <p>専門委員の意見交換</p> <p>イ (省略)</p> <p>口 総括知的財産調査官及び申立先税關の本關知的財産調査官は、専門委員の意見交換の場に立ち会うものとする。</p> <p>(注) 専門委員は、意見聴取の場後において、<u>総括知的財産調査官に</u>対し、専門委員間での意見交換を行いたい旨を申し入れることができるものとする。総括知的財産調査官は、当該申し入れに基づき、意見交換の日時の調整等を行うものとする。また、<u>総括知的財産調査官は、原則として、当該意見交換に立ち会うものとする。</u></p> <p>及び (省略)</p>	<p>7 意見聴取の場</p> <p>総括知的財産調査官は、概ね 2 時間を目途に、以下の手順により意見聴取の場を進行するものとする。</p> <p>~ (同左)</p> <p>専門委員の意見交換</p> <p>イ (同左)</p> <p>口 総括知的財産調査官及び申立先税關の本關知的財産調査官は、専門委員の意見交換の場に立ち会うものとする。</p> <p>(注) 専門委員は、<u>必要に応じ、意見聴取の場後においても、お互いに</u>意見交換を行うことができるものとする。</p>
8 (省略)	8 (同左)
9 電磁的記録の提出の求め	9 電磁的記録の提出の求め
<p>申立先税關の本關知的財産調査官は、当事者の意見の整理又は意見書作成のため必要があると認められる場合において、当事者が提出した意見又は証拠等の内容を記録した電磁的記録（電子方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を有しているときは、その当事者に対し、当該電磁的記録の提出を求めることができるものとする。</p> <p>専門委員は、意見書作成のため必要があると認められる場合において、当事者が提出した意見又は証拠等の内容を記録した電磁的記録を有しているときは、総括知的財産調査官に対し、当該電磁的記録の提出を当事者に求めるよう申し入れができるものとする。総括知的財産調査官は、専門委員からの申し入れに基づき、当事者に対し当該電磁的記録の提出を求めることができるものとする。</p>	<p>申立先税關の本關知的財産調査官又は専門委員は、当事者の意見の整理又は意見書作成のため必要があると認められる場合において、当事者が提出した意見又は証拠等の内容を記録した電磁的記録（電子方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を有しているときは、その当事者に対し、当該電磁的記録の提出を求めることができるものとする。</p>

新旧対照表

【知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について（平成19年6月15日財関第802号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
10～11（省略）	10～11（同左）
12 受理・不受理・保留の決定 (省略) — <u>補正</u> 上記の規定により受理の決定をするにあたり、当該輸入差止申立てを補正する必要がある場合、申立先税関の本関知的財産調査官は、「知的財産侵害物品に係る差止申立ての審査について（平成20年3月31日財関第351号）」第1章の3の規定に準じ、申立人に対し当該輸入差止申立ての補正を求めるものとする。 — 決定の通知 イ及びロ（省略）	12 受理・不受理・保留の決定 (同左)
13 及び 14（省略） 第2章 認定手続における専門委員意見照会の取扱い 認定手続における専門委員意見照会は、次により実施するものとする。	13 及び 14（同左） 第2章 認定手続における専門委員意見照会の取扱い 認定手続における専門委員意見照会は、次により実施するものとする。
1 及び 2（省略）	1 及び 2（同左）
3 意見聴取の場の開催の要望 (省略) 当事者が意見聴取の場の開催を要望する場合は、関税法基本通達69の12-1-4のロの弁明の提出期限までに書面で提出させるものとし、当該要望が認定手続を不当に遅延させることを目的とするものでないと認められるときは、意見聴取の場を開催することとする。 (注) 意見聴取の場を開催する場合においても、検討する事項については、当事者の一方である輸入者の異同にかかわらず、輸入差止申立ての際に明らかでなかった新たな争点等に限定されることに留意する。	3 意見聴取の場の開催の要望 (同左) 当事者が意見聴取の場の開催を要望する場合は、関税法基本通達69の12-1の二の(1)のロの弁明の提出期限までに書面で提出させるものとし、当該要望が認定手続を不当に遅延させることを目的とするものでないと認められるときは、意見聴取の場を開催することとする。 (注) 意見聴取の場を開催する場合においても、検討する事項については、当事者の一方である輸入者の異同にかかわらず、輸入差止申立ての際に明らかでなかった新たな争点等に限定されることに留意する。

新旧対照表
【知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について（平成 19 年 6 月 15 日財関第 802 号）】
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>4 専門委員の委嘱等</p> <p>専門委員候補に係る特別な利害関係に関する意見</p> <p>イ (省略)</p> <p>□ 上記イの意見がある場合には、当該専門委員候補氏名及び理由を関税法基本通達 69 の 12-1-4 の□の弁明の提出期限までに、書面により提出するよう求めるものとする。</p> <p>専門委員の選定</p> <p>総括知的財産調査官は、上記 の意見等を参考に当事者と特別な利害関係を有しないと認められる者を専門委員候補の中から専門委員予定者として原則 3 名選定するとともに、当該専門委員予定者に対し、申立人又は利害関係者と特別な利害関係を有していないことについて確認を求めるものとする。利害関係を有していないことが確認できない場合には、総括知的財産調査官は、別の専門委員予定者を選定するものとする。</p> <p>専門委員の委嘱</p> <p>総括知的財産調査官は、日程調整後、上記 により選定された専門委員予定者に対し「委嘱状」(別紙様式 9)を交付するものとする。この場合において、委嘱者は対象認定手続を執っている税関の税関長とする。</p> <p>(注) 個別事案ごとに専門委員に委嘱することが困難な専門委員候補については、「委嘱状」(別紙様式 2)により、2 年の期間を区切り、輸出差止申立て、輸入差止申立て及び認定手続における専門委員意見照会に係る専門委員として 9 税関分について包括的に委嘱するものとするが、当該専門委員が個別事案に特別の利害関係を有する場合は、当該個別事案については、当該専門委員に意見を求めるものとする。</p>	<p>4 専門委員の委嘱等</p> <p>専門委員候補に係る特別な利害関係に関する意見</p> <p>イ (同左)</p> <p>□ 上記イの意見がある場合には、当該専門委員候補氏名及び理由を関税法基本通達 69 の 12-1 の□の(1)の□の弁明の提出期限までに、書面により提出するよう求めるものとする。</p> <p>専門委員の選定及び委嘱</p> <p>総括知的財産調査官は、上記 の意見等を参考に当事者と特別な利害関係を有しないと認められる者を専門委員候補の中から専門委員予定者として原則 3 名選定し、日程調整後、専門委員予定者に対し「委嘱状」(別紙様式 9)を交付するものとする。この場合において、委嘱者は対象認定手続を執っている税関の税関長とする。</p>
5 (省略)	(注) 個別事案ごとに専門委員に委嘱することが困難な専門委員候補については、「委嘱状」(別紙様式 2)により、2 年の期間を区切り、輸出差止申立て、輸入差止申立て及び認定手続における専門委員意見照会に係る専門委員として 9 税関分について包括的に委嘱するものとするが、当該専門委員が個別事案に特別の利害関係を有する場合は、当該個別事案については、当該専門委員に意見を求めるものとする。
6 意見聴取の場を開催する場合の取扱い	6 意見聴取の場を開催する場合の取扱い
(省略)	(同左)
専門委員の事前打合せ等	専門委員の事前打合せ等
イ 専門委員の事前打合せ	イ 専門委員の事前打合せ
専門委員は、意見聴取の場に先立ち、総括知的財産調査官に対し、	専門委員は、意見聴取の場に先立ち、必要に応じ専門委員間での事

新旧対照表
【知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について（平成 19 年 6 月 15 日財関第 802 号）】
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>専門委員間での事前打合せを行いたい旨を申し入れることができるものとする。総括知的財産調査官は、当該申し入れに基づき、事前打合せの日時の調整等を行うものとする。また、総括知的財産調査官は、原則として、当該事前打合せに立ち会うものとする。</u></p> <p>□ 専門委員による追加資料等の求め 専門委員は、意見聴取の場に先立ち、例えば次のことを目的として、当事者に対し書面により釈明を求め、又は追加資料の提出を促すことが必要である場合には、その旨を総括知的財産調査官に申し入れることができるものとする。</p> <p>(イ)～(ニ) (省略)</p> <p>意見聴取の場への出席者確認 イ 対象認定手続を執っている税関の本関知的財産調査官は、意見聴取の場に出席する当事者に対して、意見聴取の場における意見陳述は簡潔に行うこと等を案内するとともに<u>出席予定者（下記□の補助者を含む。）の氏名及び会社名（役職）</u>を書面で提出するよう求めるものとする。</p> <p>□ (省略) (省略)</p>	<p><u>前打合せを行うことができるものとする。</u></p> <p>□ 専門委員による追加資料等の求め 専門委員は、意見聴取の場に先立ち、例えば次のことを目的として、当事者に対し書面により釈明を求め、又は追加資料の提出を促すことができるものとする。</p> <p>(イ)～(ニ) (同左)</p> <p>意見聴取の場への出席者確認 イ 対象認定手続を執っている税関の本関知的財産調査官は、意見聴取の場に出席する当事者に対して、意見聴取の場における意見陳述は簡潔に行うこと等を案内するとともに、<u>出席者の氏名及び役職を書面で提出する</u>よう求めるものとする。</p> <p>□ (同左) (同左)</p>
<p>7 意見聴取の場 総括知的財産調査官は、概ね 2 時間を目途に、以下の手順により意見聴取の場を進行するものとする。</p> <p>～ (省略) 専門委員の意見交換 イ 専門委員は、陳述された意見の内容等を踏まえ、侵害物品に該当するか否かを判断するために必要な事実関係・法律関係につき、他の専門委員と意見交換を行う。</p> <p>□ 総括知的財産調査官及び対象認定手続を執っている税関の本関知的財産調査官は、意見交換の場に立ち会うものとする。</p> <p>(注) 専門委員は、必要に応じ、意見聴取の場後においても、<u>総括知的財産調査官</u>に対し、専門委員間での意見交換を行いたい旨を申</p>	<p>7 意見聴取の場 総括知的財産調査官は、概ね 2 時間を目途に、以下の手順により意見聴取の場を進行するものとする。</p> <p>～ (同左) 専門委員の意見交換 イ 専門委員は、陳述された意見の内容等を踏まえ、侵害物品に該当するか否かを判断するために必要な事実関係・法律関係につき、他の専門委員と意見交換を行う。</p> <p>□ 総括知的財産調査官及び対象認定手続を執っている税関の本関知的財産調査官は、意見交換の場に立ち会うものとする。</p> <p>(注) 専門委員は、必要に応じ、意見聴取の場後においても、<u>お互いに</u>意見交換を行うことができるものとする。</p>

新旧対照表
【知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について（平成 19 年 6 月 15 日財関第 802 号）】
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>し入れることができるものとする。総括知的財産調査官は、当該 申し入れに基づき、意見交換の日時の調整等を行うものとする。 また、総括知的財産調査官は、原則として、当該意見交換に立ち 会うものとする。</p> <p>及び (省略)</p>	
8 及び 9 (省略)	8 及び 9 (同左)
10 侵害物品に該当するか否かの認定 (省略) 認定結果の通知 当事者に対する認定結果の通知は、関税法基本通達 69 の 12-1-8 に基 づき行うものとする。また、意見聴取の場を開催しなかった場合又は意 見聴取の場に当事者が出席しなかった場合は、対象認定手続を執ってい る税関の本関知的財産調査官は、専門委員の意見の概要を口頭で当事者 に通知するものとする。	10 侵害物品に該当するか否かの認定 (同左) 認定結果の通知 当事者に対する認定結果の通知は、関税法基本通達 69 の 12-1 のホに に基づき行うものとする。また、意見聴取の場を開催しなかった場合又は意 見聴取の場に当事者が出席しなかった場合は、対象認定手続を執ってい る税関の本関知的財産調査官は、専門委員の意見の概要を口頭で当事者 に通知するものとする。
11 及び 12 (省略) 第 3 章 (省略)	11 及び 12 (同左) 第 3 章 (同左)